

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

義父が昭和35年頃に義母と私たち夫婦の国民年金の加入手続をして、保険料も3人分まとめて一緒に納付していた。申立期間について、義父が義母の保険料を納付しておきながら、私たち夫婦の保険料を未納にするとは考えられない。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人の父が、申立人の母及び申立人夫婦の3人の国民年金の加入手続を同時に行ったとしているところ、申立人の母及び申立人夫婦の国民年金手帳番号は、昭和39年11月頃に払い出されていることが、国民年金手帳番号払出簿により確認できることから、申立人の妻の申述に不自然さはみられない。

また、申立人の父が、申立人夫婦と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、申立期間の保険料を遡って納付していることが特殊台帳から確認できることから、申立人の母と一緒に申立人夫婦の加入手続をした申立人の父が申立人の保険料について納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から49年3月まで
昭和49年春に、A区役所で国民年金の加入手続を行い、同時に申立期間に係る国民年金保険料約2万円を一括納付したので、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年春に、国民年金の加入勧奨とともに、過去に遡って保険料を納付できるとA区役所の職員から説明され、加入手続及び保険料の一括納付を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年4月に払い出されたと推認され、同年4月は第2回特例納付の実施期間中である。

また、申立期間について、申立人は記録上、強制加入被保険者として取り扱われていることから、特例納付の対象者となる上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を昭和49年4月に特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の納付金額とおおむね一致しており、その主張に不自然さは見られない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間より後の国民年金加入期間について、昭和54年度のうちの6か月を除き、国民年金保険料の未納は無く、平成2年4月から60歳到達により被保険者資格を喪失する前月の23年*月まで、保険料を前納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、年金の裁定請求に行った際に妹の国民年金の加入状況から私も20歳から30歳まで国民年金に加入していたことを知った。その後国民年金保険料の納付状況が郵送され、初年度の昭和42年度が未納となっていることを知った。私の母が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和44年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は過年度納付により遡って保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、その母が国民年金保険料を納付しており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないとしているものの、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和44年3月頃直後の同年4月に、43年4月から44年3月までの保険料を遡ってまとめて納付していることが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）で確認できることから、申立期間についてもその母が遡って保険料を納付した可能性を否定できない上、申立期間以降に未納は無く、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母及び父の保険

料は国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳までの期間は納付済みであり、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、また、申立人の妹は、「母が私たち兄妹を含め家族 4 人の国民年金保険料を納付してくれていた。」と証言しており、その妹の保険料は全て納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から51年3月までの期間、61年10月から同年12月までの期間、62年10月から63年3月までの期間、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から51年3月まで
② 昭和61年10月から同年12月まで
③ 昭和62年10月から63年3月まで
④ 平成3年2月及び同年3月
⑤ 平成11年3月

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私の妻が国民年金の加入手続を行い、その時に遡って納付できる期間の国民年金保険料を納付した覚えがある。それ以降は、3か月ごとに保険料を納付したと思うが、まとめて納付したことも多くあると思う。平成になってからはまとめて納付したり毎月納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和49年1月から51年3月までの期間、申立期間②、③及び④について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から51年4月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間①のうち49年1月から51年3月までの期間、申立期間②、③及び④については保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした時に遡って納付できる期間の国民年金保険料を納付した覚えがあるとしているところ、申立人の

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 51 年 4 月頃の同年 4 月及び同年 5 月に、同年度及び 52 年度の保険料をまとめて納付していることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出されたとされる 51 年 4 月頃に、申立期間①のうち 49 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料を遡って納付した可能性は否定できない上、申立人の保険料を納付したとするその妻の当該期間の保険料は納付済みであり、27 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間②から④までの期間については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みであり、それぞれ 3 か月、6 か月及び 2 か月と短期間であり、合わせても 11 か月と短期間である申立期間②から④までの保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 2 申立期間①のうち昭和 45 年 7 月から 48 年 12 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり、51 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は、特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が所持している年金手帳は、昭和 49 年 11 月以降に使用されている年金手帳であり、申立人は、当該年金手帳以外に別の年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、その妻が国民年金保険料を納付したとしているものの、保険料の納付に関する状況が明確でなく、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間⑤において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると

考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和49年1月から51年3月までの期間及び申立期間②から④までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は、平成8年3月頃、就職先から年金手帳を提出するよう求められたが、その当時は学生だったことから国民年金に加入しておらず、親に年金が未納では格好が悪いと言われたので、母に加入手続及び申立期間の保険料を一括で納付してもらった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母に国民年金の加入手続及び申立期間分の保険料を一括で納付してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成7年6月頃に払い出されたと推認され、申立期間は過年度及び現年度納付により保険料を納付できる期間である。

また、申立人はオンライン記録によると、平成8年4月から厚生年金保険被保険者となっており、就職先から年金手帳の提出を求められたのを契機に国民年金保険料をまとめて納付したとする申述に不自然さは見られない。

さらに、平成7年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金に加入した申立人の姉はオンライン記録によると、同年同月からの国民年金保険料について過年度及び現年度納付により納付済みとなっており、家族であるその母が24か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から56年3月まで
私の母が年金には熱心であったことから、私が20歳になった時に母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和54年頃に、その母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から56年10月頃に払い出されたと推認され、このことから申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、「母は年金に熱心だった。申立期間の保険料については、遡ってまとめて納めてきたと言われた。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点から約半年前の昭和56年4月1日に、その母は62歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、国民年金の被保険者であった169か月間に未納は無い上、年金を受給していることから、その当時、年金に関心を持っていたことは推測でき、申立人の申述には信憑性^{びよう}がある上、18か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aの資格取得日に係る記録を昭和48年1月26日、資格喪失日に係る記録を49年3月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額記録を48年1月から同年6月までは6万円、同年7月から49年2月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月26日から49年3月1日まで

株式会社Aに申立期間に庶務事務員として勤務していた。しかし、社会保険庁(当時)には、申立期間の年金記録が無い。前職場で入院していた時に健康保険証を使用していた。株式会社Aに転職するとき、健康に不安があり健康保険への加入を条件にして入社した。厚生年金保険にも加入して保険料を控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻及び申立期間当時株式会社Aに被保険者記録のある複数の同僚は、「申立人とは申立期間に同じ事務室で勤務していた。」と供述しており、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、事業主の妻は、「事業主(夫)は平成10年に死亡し、会社も昭和59年に閉鎖して、当時の社会保険の関係資料は廃棄されている。」と証言する一方、「申立人は事業主が他社からスカウトして入社をさせた人であり、申立人は健康保険加入が入社条件だったので社会保険に加入させたと聞いていた。」と供述している。

さらに、同僚の一人は、「申立人と社会保険料が高いなどの話をしていたことから、申立人は社会保険に加入していたと思う。」と証言している

上、他の同僚の一人も、「社長が連れてきた人であるので、社会保険に加入させていたと思う。」と証言している。

加えて、当時、株式会社Aの会計・社会保険関係の事務を受託していた会計事務所の担当者は、「申立人は社長が他会社よりスカウトした人で健康保険加入にこだわっていた。当時、同社の従業員は10人ほどで全員が社会保険に加入していたと思う。申立人も間違いなく社会保険に加入していて保険料も控除されていたはずだ。」と証言している上、聴取した同僚等のほぼ全ての者が、勤務期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種同僚の標準報酬月額の記録から、昭和48年1月から同年6月までを6万円、同年7月から49年2月までを8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に閉鎖されている上、当時の事業主は既に死亡しており確認ができず不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年1月26日から49年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和61年6月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月31日から同年6月1日まで
② 平成7年10月1日から12年8月1日まで

私は、昭和53年2月にA株式会社に入社してから平成12年7月31日に退社するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、平成7年10月1日以降の標準報酬月額が、実際に支払われていた報酬月額に見合う額より少ないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社及び同社の関連会社であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(昭和61年1月31日。以下「全喪日」という。)に被保険者資格を喪失したとされる75人のうち62人が、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年6月1日に、同社において資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、申立人は、A株式会社への入社から退職するまでの間、継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、全喪日の後の昭和61年2月24日及び同年3月18日に同社において健康保険証の再交付を受けている者、同年2月21日、同年3月8日及び同年4月1日付けで被保険者資格を喪失し、当該資格喪失日が全喪日と同日の同年1月31日へと訂正されている者、及び同年3月3日に受け付けられた同年3月2日付けの被保険者資格の取得届が、後に取り消されている者が確認できることから、当該被保険者名簿には、これらの取消又は訂正の処理が行われた日付の記載は無いものの、全喪日より後に行われたものと推認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録、複数の元同僚の記憶及びA株式会社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、申立期間①においても法人格を有し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、遡って同社が適用事業所でなくなったとする処理及び申立人を含む被保険者の資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、当該申立期間のうち昭和61年4月及び同年5月の間に国民年金の加入記録(手続及び納付は昭和62年7月頃)が確認できるが、申立人は、「私は、事業所が当該期間について厚生年金保険の保険料を支払っていないことを元同僚から聞き、事業所に申し入れたところ、2か月分の保険料を私に渡したので、社会保険事務所で支払おうとしたところ、個人では払えないと言われ、国民年金に加入した。」としており、元同僚の一人は、「事業所から保険証を一時預かると言われ、返却したが一向に戻ってこないため、市役所に相談し国民年金に加入した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和61年1月31日に資格喪失した旨の処理は有効なものとは認められず、申立人のA株式会社における資格喪失日は、申立人のB株式会社における資格取得日と

同日の同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A株式会社における昭和59年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②のうち、平成7年10月1日から9年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人のA株式会社における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、9年4月18日付けで、7年10月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、元同僚29人の標準報酬月額も、申立人と同様、9年4月18日付けで、当該元同僚が被保険者資格を取得した日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A株式会社の当時の事業主に照会を行ったところ、回答を得ることはできなかったものの、複数の同僚の証言から、当時、同社は、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月18日に行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の7年10月1日から9年10月1日までの期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間については、前述の遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（9年10月1日）において9万2,000円とされているところ、当該処理については、前述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、A株式会社において、申立人と同様に前述の標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた元同僚の所持する給与明細書から、当該期間を通じ24万円以上の標準報酬月額に見合う報酬月額が支払われ、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の雇用保険支給台帳記録に記載された離職時賃金日額から、その額に30を乗じた額の20万670円の報酬月額が支払われていたことが確認できることを踏まえると、申立人は、給与明細書等を持っていないものの、申立人についても、当該期間において20万円の報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと推

認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成9年10月1日から12年8月1日までの期間に係る標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られないものの、申立人が控除されていたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月20日から同年7月1日まで

申立期間については、C株式会社（その後、A株式会社に吸収合併され、現在はD株式会社）E工場にF係長として勤務し、その後工場の閉鎖で同社B工場へ転勤となったが、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。この間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述及びA株式会社が昭和35年2月1日付けで発行した申立人に係る永年勤続10年の表彰状から判断すると、申立人は同社及びC株式会社に継続して勤務し（C株式会社E場からA株式会社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のC株式会社E工場に係る資格喪失欄に「28.4.20 転勤」の記載があること、及び申立人が保管するC株式会社E工場並びに同社B工場での写真アルバム表紙の日付から昭和28年4月中に両工場間において転勤があったと推認できることから、同年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年7月の記録か

ら、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社と後に合併したD株式会社は、当時のC株式会社に係る人事記録について確認できる書類が存在しないことから、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日、及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで
厚生労働省の記録によると、A株式会社のB支店からC支店に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白がある。
継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A株式会社が保管していた申立人に係る社員名簿、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和40年4月15日に同社B支店から同社C支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和40年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aの申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月28日

株式会社Aから申立期間に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成18年7月分賞与明細書から、申立人は同年7月28日に同社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月15日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年3月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年4月1日まで
② 平成4年4月1日から同年7月16日まで

私は、昭和61年10月6日から平成4年7月16日まで、株式会社Aに勤めていたが、申立期間①について、同年2月28日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無い。当該期間、申立期間以前からの給与と変わらぬ給与を受け、厚生年金保険料も同じように控除されていた。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、株式会社Aに勤務している期間のうち、株式会社Bでの被保険者とされている平成4年4月1日から同年7月16日までの期間の標準報酬月額が低くなっている。当該期間もそれ以前と同額の給与を受け、厚生年金保険料も同じように控除されていた。

申立期間②について、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月15日までの期間については、申立人は、株式会社Aにおいて、C業務に従事し、その間厚生年金保険の被保険者であったとしているが、オンライン記録では、同年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後同年4月1日に株式会社Bにおいて被保険者資格を取得したものとされている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間①において株式会社Aに勤務していたことが認められるとともに、申立人と同様に当該事業所で継続して勤務していたとしながら、申立人と同日（平成4年2月28日）に当該事業所での被保険者資格を喪失し、同年4月1日に株式会社Bにおいて被保険者とされている同僚が所持する同年3月分の給与明細書により、申立期間①のうち、同年2月28日から同年3月15日までの期間について、当該同僚が、同年3月分以前と変わらない報酬月額を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、申立期間以前の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと推認できる。

以上のことから、申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月15日までの期間に係る標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成4年3月16日から同年4月1日までの期間については、雇用保険の加入記録等により、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、同僚証言により当該事業所の給与の支払いは毎月15日締めのみ末払いであることが認められるところ、前記同僚の4月分の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人が当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていた事を確認できる給与明細書等は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険

料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の変動範囲内であることから、これらの報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人は、申立期間①及び②において給与額及び厚生年金保険料の控除に変わりはないと述べているところ、オンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となった株式会社Aの企業グループに所属する株式会社Bにおいて、19万円と記録されている。

しかしながら、同僚の給与明細書により、申立期間②において、株式会社Aでの被保険者資格喪失時の平成4年2月に記録されている標準報酬月額と同額の34万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険における離職時賃金日額から算出した報酬月額により、36万円を超える標準報酬月額に相当する報酬月額が支払われていたことが確認できることから、申立人についても、申立期間②において、株式会社Aで資格を喪失した際の標準報酬月額（36万円）と同額の保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得られず厚生年金保険料を納付したか否かについては不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、同僚の給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年3月までの期間、58年8月から59年9月までの期間、60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年11月から51年3月まで
② 昭和58年8月から59年9月まで
③ 昭和60年2月及び同年3月

私は、A株式会社を退職後、国民年金の加入手続をB市役所で行った。その後、保険料については、納付書に現金を添えてB市役所で納付した。また、C市（現在は、D市E区）に居住していた時も同様である。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA株式会社を退職後、B市役所で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとしているが、申立人からは具体的な証言が得られず、加入手続及び保険料納付の状況が明確ではないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和51年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①は遡って納付できた期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人にB市において国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③は昭和62年8月19日の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと考えられることから、制度上保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成 9 年 6 月から同年 9 月までの期間、10 年 4 月から 12 年 1 月までの期間、同年 4 月から同年 10 月までの期間及び 13 年 4 月から 17 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 63 年 3 月まで
② 平成 9 年 6 月から同年 9 月まで
③ 平成 10 年 4 月から 12 年 1 月まで
④ 平成 12 年 4 月から同年 10 月まで
⑤ 平成 13 年 4 月から 17 年 2 月まで

申立期間①については、昭和 52 年 1 月に元夫と結婚した頃から国民年金に加入して保険料を納付した。

申立期間②、③、④及び⑤については、平成 9 年 6 月に元夫と離婚した後 A 社会保険事務所（当時）で毎年免除手続をしたはずである。

申立期間①、②、③、④及び⑤の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和 52 年 1 月に元夫と結婚した頃から国民年金に加入して保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 12 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、51 年 12 月から 61 年 9 月までは時効により保険料を納

付できない期間であり、同年10月から63年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①は136か月と長期間である上、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、平成9年6月に元夫と離婚した後、A社会保険事務所で免除手続をしたはずであるとしているが、申立人の免除申請をした時期、免除期間等に関する記憶が明確ではなく、免除申請の状況が不明である。

また、申立人が申立期間②、③、④及び⑤について、免除申請書を提出したこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 12 月までの期間及び 41 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月から 40 年 12 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 49 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 39 年*月頃に、母が A 地 B 市で国民年金の加入手続をし、結婚するまで保険料を納めてくれた。48 年 10 月に結婚して C 市（現在は、D 市）に転居した時に、母から年金手帳を受け取り、これからは自分で保険料を納付するように言われたので、母が納めてくれた保険料が無駄にならないように、結婚してからは私が夫と二人分の保険料を納付するようになった。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月頃にその母が A 地 B 市で国民年金に加入して、結婚するまで保険料を納めてくれたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は既に他界しており、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 49 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間のうち、申立期間①及び申立期間②のうち 41 年 4 月から 46 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、47 年 1 月から 49 年 3 月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶は明確でない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記

号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月
納付書が届いていれば必ず納付するので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付書が届いていれば必ず納付したとしているが、保険料の納付場所や金額等の納付状況については不明としている上、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続は行っていないとしており、申立人提出の年金手帳には申立期間の加入記録は無く、申立てに係る国民年金手帳記号番号（＊）のオンライン記録にも、申立期間の加入記録は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、平成9年1月以降の年金手帳記号番号の統合に伴い申立人の基礎年金番号（＊）に統合されたオンライン記録では、申立期間は国民年金の加入期間（保険料は未納の取扱い）として整理されていることが確認できることから、統合される前の申立期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認され、保険料は納付できなかつたと考えられる。

なお、加入記録が作成された平成9年1月以降は、申立期間（平成6年6月）の保険料は時効により、納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、自分が集金人を通じて毎月納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年 4 月に、A 市役所（現在は、B 市 C 区役所）で、夫が、自分と夫の国民年金の加入手続を行った。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 7 月頃に夫婦連番で払い出されたと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、「自分が、夫婦二人分の保険料 5,000 円前後を、集金人を通じて、毎月納付した。保険料を遡って納付したことや、金融機関で納付した記憶は無い。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 53 年 7 月当時、申立期間は過年度となるため、申立期間の保険料は遡って納付する必要があった上、申立期間当時の A 市において過年度保険料を集金人が集金していたとの情報も得られていない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」が「昭和 52 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、申立人の夫が当該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この

「被保険者となった日」は、加入手続年月日にかかわらず、強制加入することになった年月日を遡及して記載するものであることから、加入手続年月日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻が集金人を通じて毎月納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、「昭和52年4月に、A市役所（現在は、B市C区役所）で、夫が、自分と夫の国民年金の加入手続を行った。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年7月頃に夫婦連番で払い出されたと推認される上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の妻は、「自分が、夫婦二人分の保険料5,000円前後を、集金人を通じて、毎月納付した。保険料を遡って納付したことや、金融機関で納付した記憶は無い。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和53年7月当時、申立期間は過年度となるため、申立期間の保険料は遡って納付する必要があった上、申立期間当時のA市において過年度保険料を集金人が集金していたとの情報も得られていない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」が「昭和52年4月1日」と記載されていることをもって、当

該日に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「被保険者となった日」は、加入手続年月日にかかわらず、強制加入することになった年月日を遡及して記載するものであることから、加入手続年月日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年4月まで

私は昭和56年3月に短期大学を卒業し、申立期間は就職のための試験勉強をしていた期間であり、その当時、母から私の国民年金の加入手続と国民年金保険料納付をしてきていたことを聞いた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付はその母が行ったとしているが、当該加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成5年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から同年9月まで

20歳になった平成5年頃、A市役所（現在は、B市）から国民年金通知書、年金手帳及び納付書が送られてきた。当時は4年制の大学に通っていたため収入が無く、保険料は母が納付してくれた。家族（父・母・私）の3人分の保険料を、母が毎月金融機関の窓口で納めていたので、私の分だけを納付し忘れることは考えられない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成5年頃、国民年金の加入手続をしないのに、市役所から国民年金通知書、年金手帳及び納付書が送られてきて、申立期間の国民年金保険料を、その母が、父母の分と一緒に納付したとしている。

しかしながら、その母は申立人の分を含む3人分の国民年金保険料を毎月納付しており遡って納付したことは無いと供述しているが、オンライン記録によると、申立期間直後の平成5年10月から7年3月までの18か月間の国民年金保険料を、同年11月29日に納付した記録となっており、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、5年7月及び同年8月の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、同年9月は遡って保険料を納付できる期間である。

さらに、詳細に見て行くと、B市役所は、申立期間当時は、20歳にな

った者へ加入勧奨通知を発送し、当該通知に基づき市役所窓口で国民年金の加入手続を行った者に対しては社会保険事務所（当時）から手帳記号番号を取得し、当該番号を付番した年金手帳及び納付書を送付していたと回答しているところ、オンライン記録によると申立人に対しては平成7年10月31日（火曜日）に納付書を発行した記録となっているが、社会保険事務所における当時の取扱いは、発行された納付書は翌週の月曜日に発送することになっていたとしていることから、当該納付書を申立人が入手できるのは同年11月であり、その時点では、5年9月の保険料は時効より納付することができない。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳の交付は受けていないとしており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年2月までの期間及び58年11月から62年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から44年2月まで
② 昭和58年11月から62年7月まで

申立期間①については、父が昭和41年7月頃、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれた。申立期間②については、昭和58年11月1日に自分でA市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は妻が納付した。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が昭和41年7月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、証言を得ることができず、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成7年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が唯一交付を受けたとし、所持している年金手帳は、昭和49年11月以降に使用開始された様式のものであり、その年金手帳の記号は、B社会保険事務所（当時）の管轄を表す「*」であることが確認できることから、申立人の主張どおりその父が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとすると、申立期間①当時居住していたと

するC区を管轄する社会保険事務所（当時）において交付された別の年金手帳記号番号が存在すると考えられるところ、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和58年11月1日にA市役所で自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその妻が納付したとしている。

しかしながら、上記1のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

- 3 申立期間①及び②について、オンライン記録では申立期間①に係る資格喪失年月日、申立期間②に係る資格取得日及び喪失日、申立期間②以後初めて国民年金第1号被保険者の資格を取得した日はいずれも、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時期に該当する、平成7年11月6日に追加入力されていることが確認できる。このことは、申立人が同年10月1日に厚生年金保険の資格を喪失した後に、国民年金加入手続を行ったことにより、上記資格記録の追加入力が行われた同年11月6日以前には申立期間①及び②には未加入期間であったと推認されることから、申立期間①及び②当時において当該期間の納付書は発行されず、申立期間①及び②の保険料は納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 54 年 4 月 27 日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aの申立期間当時の事業主は、「当時の取扱いとして、採用後半年間は厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させず、半年経過後にこれらの保険に加入させた。」としているところ、昭和 53 年 10 月より前から同社に勤務していたとして申立人が挙げた同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿によると 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、半年以上の未加入期間があると推認される。

また、株式会社Aの閉鎖時の事業主は、申立期間当時の関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 4 日から同年 11 月 5 日まで
昭和 33 年 7 月 4 日にA機関B局（当時）に入り、その後C機関（当時）へ異動して、平成 9 年 3 月まで継続勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA機関B局に係る申立人の人事記録及び同期にA機関に入った複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、同局の賃金職員として継続勤務していたことは認められる。

しかしながら、人事記録及びA機関B局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同じ昭和 33 年 7 月 4 日に被保険者資格を取得した者 14 人全員が申立期間の 34 年 7 月 4 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人は雇員として発令された同年 11 月にD共済組合に加入していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚及び同期にA機関に入り、同じ班に配属された同僚は、「昭和 33 年 7 月 4 日に一緒にA機関に入り、申立期間に継続勤務していたが、申立期間の社会保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明。」と供述している上、同僚の一人は「申立期間当時、賃金職員はD共済組合には加入できなかったと思う。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 54 年 8 月 27 日から 55 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 1 日まで

A 団体に昭和 34 年 5 月から平成 13 年 2 月末の定年まで勤務した。この間、基準賃金は下がったことはない。しかし、申立期間①から④までの年金記録（標準報酬月額）がその前の期間に比べて下がっているのはおかしい。社会保険庁（当時）か A 団体の記録が間違っている。全申立期間の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 団体 B 所に勤務した申立期間①について、標準報酬月額が 2 万 6,000 円から 2 万 4,000 円に下がっているのは納得できないと主張しているところ、A 団体は、当時の社会保険関係資料等は法定保存期間を経過し保存されておらず、申立人の標準報酬月額の改定記録、保険料の控除額、及び保険料の納付額は不明である上、標準報酬月額の算定は、毎年 5 月から 7 月までの給与支給総額の 3 か月平均で算出するため、基準賃金が下がらなくても、基準外賃金（残業手当、交通費、住宅手当、扶養手当等）の増減により、標準報酬月額が下がることはあり得ることと思う、としている。

また、A 団体 B 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の申立期間と同時期に標準報酬月額が申立人と同様に直前と比較して減額となっている記録の者が複数確認できる。

このほか、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料や周辺事情が見当たらない。

- 2 申立人は、A団体C所に勤務した申立期間②について、標準報酬月額が19万円から18万円に下がっているのは納得できないと主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した給与支給明細書より、申立期間②の各月の厚生年金保険料控除額は6,840円となっており、当該厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額（18万円）は、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額とも一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立人は、A団体C所から同D所に転勤した直後の申立期間③の標準報酬月額が30万円から26万円に下がっているのは納得できないと主張しているところ、A団体から提出のあった、申立期間③に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、資格取得日は昭和54年8月27日であり、標準報酬月額は26万円として資格取得時決定がされていることが認められる上、当該標準報酬月額は健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、申立期間③について、申立人が主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等が無い。

- 4 申立人は、A団体E所に勤務した申立期間④について、標準報酬月額が、47万円から44万円に下がっているのは納得できないと主張しているところ、A団体は、当時の社会保険関係資料等は法定保存期間を経過し保存されておらず、申立人の標準報酬月額の改定記録、保険料の控除額、及び保険料の納付額は不明である上、標準報酬月額の算定は、毎年5月から7月までの給与支給総額の3か月平均で算出するため、基準賃金が下がらなくても、基準外賃金（残業手当、交通費、住宅手当、扶養

手当等)の増減により、標準報酬月額が下がることはあり得ることと思う、としている。

また、A団体E所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の申立期間と同時期に標準報酬月額が申立人と同様に直前と比較して減額となっている記録の者が複数確認できる。

このほか、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料や周辺事情が見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 区 B 地にあった株式会社 C (現在は、株式会社 D) E 工場に平成 14 年 3 月 31 日まで在籍していたが年金記録では、同日に資格喪失となっている。記録が間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、株式会社 C の E 工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てているが、申立人に係る給与支給控除項目一覧表、雇用保険の被保険者記録から、申立人は同社を平成 14 年 3 月 30 日に退職していることが確認できる上、当該給与支給控除項目一覧表 (平成 14 年 4 月分) によれば、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「株式会社 C の E 工場は平成 14 年 3 月 30 日に閉鎖されたので自分の資格喪失日は同年 3 月 31 日となっており、自分の資格喪失日の記録は間違っていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6697 (事案 552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 9 月 1 日まで
前回の申立てでは、年金の記録は訂正できない旨の回答を受けた。

私は、A 団体 (後に B 団体、C 団体になり、現在は、D 団体) に昭和 19 年 10 月から結婚退職する 27 年 12 月まで継続して勤務しているのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことにどうしても納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が当初に勤務していた A 団体に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者全員が資格を喪失していること、その後、事業を引き継いだ C 団体が新規に厚生年金保険の適用事業所となった 23 年 9 月 1 日付けで、当該被保険者全員のうち申立人を含む 3 人が同団体において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることなどから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際し、申立人からは、新たな資料の提出は無いが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) を確認したところ、申立期間における申立人の記録は、A 団体に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿、C 団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

また再度照会した同僚二人のうちの一人は、「申立人と一緒に、申立期間に勤務していた。自分も厚生年金保険の記録が一部無いのを不思議に思

い、E市役所及びF社会保険事務所（当時）で確認したが分からなかった
ので諦めた。以前、もう一人の同僚から厚生年金保険の記録が無いとの連
絡があったのを覚えている。」と供述しており、オンライン記録によれば、
当該同僚二人についてもB団体における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、再度事業主に照会したところ、「申立期間は終戦後の混乱して
いる時期でもあり、職員の出入りが激しく、事務処理も粗雑であったと聞
いている。また旧G団体より前の資料の保管は無い。」と回答しており、
申立てを裏付ける新たな情報は見当たらない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報は見当たらな
いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚
生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき
ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から平成 4 年 11 月まで
② 平成 4 年 12 月 16 日から 5 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、日本年金機構の記録では、株式会社A（現在は、合同会社B）を退職する直前の平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額が50万円と記録されているが、算定対象月の給料は55万円くらいだった。実際の給料支払額を確認し、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、この額が実際の給料よりも低いのであれば、それ以前も同じように低いと思われるので、昭和52年6月から退職するまでの標準報酬月額を調査の上、訂正してほしい。

申立期間②について、退職した平成4年12月分の給料は、満額支給されたので、同年同月の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思われる。同月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、合同会社Bの事業主は「賃金台帳等の保険料控除が確認できる資料は、保存期間経過のため保管していない。申立てどおりの保険料控除及び届出並びに納付を行ったかについても不明である。」と回答している。

一方、C基金から提出された申立人の加入者記録票によれば、平成4年12月16日喪失時の標準報酬月額は50万円と記録されているなど、

申立期間①における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、D組合は、「申立人の平成4年12月16日の資格喪失時における標準報酬月額は50万円と記録されている。平成4年定時決定の算定対象月における報酬月額の平均である実額を記録しているが、申立人の実額は50万60円である。」と回答しており、同組合から回答された昭和60年10月の定時決定から4年12月16日の資格喪失時までの標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間①に係る雇用保険の基本手当を受給したことが確認できるところ、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額に基づく給与月額（日額1万6,378円×30日＝49万1,340円）は、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額の範囲内であることが確認できる。

加えて、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、事業主から提出された申立人の在籍証明書における退社年月日は平成4年12月15日であり、C基金から提出された申立人の加入者記録票には、資格喪失日が同月16日と記録されている上、D組合における資格喪失日も同日であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②における同僚の氏名を記憶していない上、「平成4年8月に赴任したが、同年11月及び12月の間は、有給休暇で休んでいた。」と供述しており、申立期間②における勤務の実態を確認することができない。

一方、申立人は平成4年12月に支給された給与が満額支給されていることから、同月の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたのではないかと主張しているところ、事業主は、「当時の資料は無いものの、現在の給与の締日は15日であり、当月25日に支払う規定になっており、保険料は翌月控除である。」と回答していることから、4年12月に支給された給与は、同年11月16日から12月15日までの勤務期間に対し支払われ、同年11月分の保険料が控除されていたもの

であることが推認できる上、申立人は、「5年1月25日支払いの給与は支給されなかった。」と供述していることから、事業主は4年12月16日から5年1月15日の勤務期間に対しての給与を支給していなかったことが推認できる。

さらに、雇用保険における申立人の離職日は、平成4年12月15日と記録されている上、オンライン記録によれば、申立人は申立期間②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

加えて、申立期間②において、申立人が、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月から26年5月まで
② 昭和33年10月2日から34年2月16日まで

申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いが、私は昭和25年5月に、A地に事業所のあったB株式会社のC所に臨時社員で採用され、D部門のC課でE業務に携わった。保険証を会社から借り出して親にも見せた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずである。調べてほしい。

また、昭和26年6月から株式会社FのG所に35年1月まで勤務し、最初はH部門でI業務を、その後はJ部署でK業務を行った。申立期間②の厚生年金保険の記録が無いが、この間も継続して勤務しており、厚生年金保険には加入しているはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、当時勤務していたとするB株式会社C所の所在地は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の住所と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社は昭和26年4月に解散しており、同社の事業を引き継いだL株式会社は、B株式会社の記録の保存はなく、申立人の勤務実態及び保険料控除については確認できないとしている。

また、申立期間における上記被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会したが申立人を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間に

係る勤務状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、株式会社Fは、G所の資料は既に廃棄されており、申立人の勤務実態について確認できないとしている。

また、申立期間に当該事業所に在籍した同僚に照会したところ、一人が申立人を知っていたとするが、「同じ職場でなく、よく分からない。」としており、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和33年10月2日に資格を喪失し、34年2月16日に再取得していることから、当該期間における申立人の同僚の記録を確認したところ、申立人と同日に資格を喪失した8人中5人が同年1月から同年4月にかけて同社において再取得しており、当該事情について同僚の3人は、「当時米軍の仕事が減って人員整理があったが、また再雇用してもらった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の両申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 15 日から 44 年 9 月 21 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社における申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示が確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 59 年 12 月まで

株式会社Aにおける申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額と私の保管する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額が合致しているか確認の上、誤って記録された部分は正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違の有無について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 7 月までの期間については、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 3,680 円）に見合う標準報酬月額（30 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（昭和 53 年 1 月から同年 6 月まで 18 万円、同年 7 月は 22 万円）より高額ではあるが、同年 8 月において「健保厚生間違分 3 万 7,170 円」として、誤って控除した厚生年金保険料分を返金しており、返金後の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額と同額以下であることから、特例法によ

る保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、上記の期間外の期間について、申立人の保管する給与明細書によると、当該期間の各月に支払われた給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録における申立人の標準報酬月額と同額又は下回った額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から31年12月まで
申立期間は、A団体（現在は、B団体）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A団体がC団体と同じ建物内にあり、自身と上司の二人で勤務していたと記憶しているところ、C団体職員の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA団体に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B団体では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係の資料は無く、厚生年金保険料の控除等については不明としている上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によるとA団体は昭和35年4月1日に健康保険のみ適用の新規適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務していたとする上司二人のうち一人については、昭和30年7月1日にC団体の被保険者資格を取得していることが確認でき、ほかの一人については34年1月1日にD団体の被保険者資格を取得後、A団体（健康保険のみ適用）が新規適用事業所となった35年4月1日に健康保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B団体の上部組織であるE団体及びC団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 8 月 31 日まで
A 株式会社に勤務していた期間の中で、申立期間の標準報酬月額が、実際に得ていた給与額に比べて低すぎるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 株式会社は、平成 4 年 8 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 12 月 24 日付けで、3 年 1 月 1 日から 4 年 8 月 31 日までの期間について 53 万円から 15 万円に遡って訂正されていることが確認できる上、申立期間当時の同社における厚生年金保険の被保険者のほとんどについて、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、代表取締役として A 株式会社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の厚生年金保険被保険者記録及び商業登記簿謄本により確認できる。

また、申立人は、申立期間の頃、「社会保険料の滞納があった。」と供述しており、社会保険事務所（当時）から滞納保険料の納付を督促されていたものと推認される。

さらに、申立人は申立期間当時、「代表取締役として、滞納分の清算手続のため、社会保険事務所に出向き、書類に押印した。」と供述していることから、平成 4 年 12 月 24 日付けの処理に関しても、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。